

グループホームきびの里
運営規定

医療法人 明美会

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
指定認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム きびの里

運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人明美会が開設する医療法人明美会 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所グループホームきびの里（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業・指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対して適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業者は、要支援・要介護状態であつて認知症の状態（当該認知症に伴って著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、共同生活住居（法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- 3 その他運営については、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」を遵守する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地

- (1) 名 称 グループホーム きびの里
- (2) 所在地 和歌山県有田郡有田川町小島2-3番地

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名(各階に配置) 常勤兼務

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

- (2) 計画作成者兼介護職員1名(各階に配置) 常勤兼務

計画作成者は、当該共同生活住居内で提供するサービスは元より、住居外においても他の居宅サービス等を行う者と連携して、当該計画に基づいて介護計画を作成し実施するとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

- (3) 1F 介護職員 常勤専従6名 (常勤兼務1名)
非常勤専従2名 (非常勤兼務0名)

- 2F 介護職員 常勤専従7名 (常勤兼務1名)
非常勤専従1名 (非常勤兼務1名)

従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同介護を提供する。

夜勤時間帯は、常時各階1人配置

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条

指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護は、要支援・要介護者であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人以上の介護職員を配置(夜間は夜勤者)し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第6条

- 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症型共同生活介護の法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 施設利用料として、次の額を徴収する。
家賃 38,000円、日常生活費[光熱水費] 12,350円
共益費 5,000円、おむつ費 実費、美理容代その他 別途利用者負担
食材費 朝食200円/1食、昼食310円/1食、夕食310円/夕食
上記金額にて実際に提供した分を請求
入居者の入院の事態が起こった場合、居住費については日割にて徴収します。
食費についても日割(回数)によって徴収します。
尚、外泊についても外泊期間の食事は徴収しません。
- 3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものにかぎり徴収する。

(利用者の定員)

第7条

利用者の定員は、9人とする。(個室9室)
(2階も同様)

(入居にあたっての留意事項)

第8条

- 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。
- 2 入居者が入院治療を要する場合は、病院または診療所を紹介する。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- 4 看取り介護については、利用契約時において利用者及び利用者の家族との話し合いを重視しその意思を尊重します。看取り介護実施においては、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示の元、管理者を中心に他職種協働体制のもとで利用者及び利用者の家族の尊厳を支える看取りに努めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情の処理)

第10条

利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、事実関係の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (2) 非常災害用設備点検は契約保守業者に依頼し、点検時は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度に止める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ② 利用者を含め総合訓練・・・・・・・・・年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第12条

従業者の質的向上を図るための研修を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修、採用後3ヶ月以内研修、経験に応じた研修を随時、受講する。
- (2) 交通事故を考えて、職員全員が交通災害保険に加入する。
- (3) この規程に定める事項以外、必要な事項については医療法人明美会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第13条

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条

事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう支援していく。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、ただちに管理者や指定された担当者に報告する。同時に、地域包括支援センターに速やかに通報する。

(身体拘束の禁止)

第15条

- 1 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第16条

- 1 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(附則) この規程は、平成12年 7月 1日から施行する。

平成17年 1月 1日 改定

平成17年 7月 1日 改定

平成18年 1月 1日 改定

平成18年 4月 1日 改定

平成18年 4月10日 改定

平成19年 4月 1日 改定

平成20年 7月 1日 改定

平成20年10月 1日 改定

平成23年 1月21日 改定

平成24年11月22日 改定

平成25年 1月 1日 改定

平成25年 4月 1日 改定

平成25年 7月 1日 改定

平成27年10月 1日 改定

平成28年 2月 1日 改定

平成28年 4月 1日 改定

平成30年 1月 1日 改定

平成30年 6月 1日 改定

令和元年 6月 1日 改定

令和2年 5月 1日 改定

令和3年 4月 1日 改定

令和4年 1月 1日 改定

令和4年 3月 1日 改定

令和5年 6月 10日 改定

令和6年 3月 1日 改定

令和6年 4月 1日 改定

令和6年 6月 1日 改定